

## 公正な採用選考に向けて

主な内容：就職と人権について

### 1 テーマの背景及び指導の観点

(1) 「同和対策審議会答申」[昭和 40(1965)年]は、職業選択の自由の保障には、就職の機会均等の保障が不可欠であるという認識に立ち、「近代社会における部落差別とは、市民的権利、自由の侵害」であり、「市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり」、中でも「職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が、完全に保障されていないことがとくに重大である」という認識を示した。また、「地域改善対策協議会意見具申」[平成 8(1996)年]においては、「職業の安定は直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善をはかるうえで基本となるものである」と述べられている。

「人権教育・啓発に関する基本計画」[平成 14(2002)年]においては、同和問題について、「教育、就職、産業等の面での問題等がある」としたうえで、「就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られる必要がある」と指摘している。

(2) 身元調査などは、実質的には家庭の資産・環境・信条・信望・風評などにより、採用・不採用を左右する疑義があり、応募者の能力・適性・意欲とは直接結びつかないものである。

しかし、現実には、応募者の能力・適性・意欲と関係のない家庭条件や住宅環境、その他の理由で不採用になるなど、資質を備えているにもかかわらず不合格になってきた例が少なくなかった。特に、同和問題については、30 余年に及ぶ特別措置法のもとに生活環境など、多くの面で改善が図られてきたが、現在でも就労や教育の分野において課題が残されている。職業選択の自由や就職の機会均等などは保障されなければならないことであり、企業は、採用前・採用後を通じた公正・公平な取扱いの徹底に努める必要がある。

(3) 今日、勤労・職業に対する理解の不足や安易な考え方など、若者の勤労観・職業観の未成熟や、そのことに起因する仕事とのミス・マッチなどの問題が指摘されている。また、雇用を巡る状況も急速に変化し、生徒が、望ましい勤労観・職業観を確立することは、重要な課題となっている。このことは、将来の社会的自立、職業的自立の観点からも、指導の充実が求められている。

### 2 展開例（ケーススタディ）

#### (1) 学習のねらい

近畿統一応募用紙の趣旨を理解し、公正な採用選考に向けての実践的な意欲や態度を身につける。

#### (2) 展開例

学 習 活 動	指 導 上 の 留 意 点
1 「採用選考時に配慮すべき事項」について理解する。	○ 国籍や本籍地を聞くことは、外国人差別や同和問題にかかわるということを生徒の実態に合わせて指導する。
2 過去の社用紙と現在の近畿統一応募用紙を比較する。	○ 過去の社用紙の問題点について考えさせる。
3 近畿統一応募用紙の趣旨を理解する。	○ 日本国憲法で保障された「職業選択の自由」や「就職の機会均等」などについて理解させる。
4 ふり返りを行う。	○ 公正な採用選考に向けての実践的な意欲や態度を身につけさせる。

### 3 参考

#### 履 歴 書 (過去の社用紙)

ふりがな 氏 名		性 別	男 ・ 女	写真
		生年月日		
ふりがな 旧 姓		ふりがな 筆頭者氏名	印	
本 籍 地				
現 住 所				
連 絡 先				

卒業予定校			
資格免許			
賞 罰			
得意な学科		苦手な学科	
クラブ活動		特技・趣味	

性格の長所		性格の短所	
読書の傾向		愛 読 書	
尊敬する人		信 仰 宗 教	
支持政党		購 読 新 聞	
親友氏名		交友関係	男 人 ・ 女 人

会社内知人	
志望動機	

家族氏名	性別	生年月日	年齢	続柄	職業(勤務先)	身体状況	生死別理由

住居の実状	持家 借家 借部屋	居住地付近の地図
家庭の収入	月平均 円	
資 産	家屋( 坪) 田( 反) 畑( 反) 山林( 町)	
<p>上記の記載に誤りがあった場合は 採用を取り消されても異存ありません</p> <p>保護者氏名 _____ 印</p>		